

## ○七尾産材使用住宅助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 28 日

告示第 44 号

(趣旨)

第 1 条 市は、木材需要の大部分を占める住宅分野での七尾産材の需要拡大を図るため、七尾産材を一定規模以上使用した住宅の取得者に対し、予算の範囲内において、七尾産材使用住宅助成金を交付するものとし、その交付に関しては、七尾市補助金交付規則(平成 16 年七尾市規則第 44 号。以下「市規則」という。)に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(助成金の交付対象要件)

第 2 条 この助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で自ら居住するために、住宅を新築又は新築住宅を購入し、石川県が実施しているいしかわの木が見えるたてもの推進事業交付要綱に定める申込書を提出した者
- (2) 新築又は新築住宅購入の対象となる木材住宅は、いしかわの木が見えるたてもの推進事業交付要綱の交付対象要件を満たし、七尾産材を 5 m<sup>3</sup>以上使用した、70 m<sup>2</sup>以上の木造住宅とする。

(助成金額)

第 3 条 助成金額は、1 件当たり 10 万円とする。

(助成金の申込)

第 4 条 この助成金の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、七尾産材使用住宅助成金申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、前項の申込書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 住民票
- (2) 石川県に提出した、いしかわの木が見えるたてもの推進事業補助金申込書の写し
- (3) いしかわの木が見えるたてもの推進事業実施要領様式第 2 号の写し
- (4) 七尾産材産地及び合法木材証明書(様式第 1 号 別紙その 1)
- (5) 木材及び七尾産材使用明細書(様式第 1 号 別紙その 2)
- (6) 建築完了検査済証の写し

3 申込期限は、毎年 12 月 20 日までとする。

- 4 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を確認し、適正であると認めるときは、選定の採否を選定結果通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第5条 交付申請者は、第4条第4項の選定結果通知書を受理したときは、七尾産材使用住宅助成金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(助成金の返還等)

第6条 助成金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載し、不正の行為をしていた場合、市長は、交付した助成金の返還を命ずることができる。

- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の処分に関して助成金の返還を命じられたときは、市規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月2日以降に、いしかわの木が見えるたてもの推進事業補助金交付要綱及びいしかわの木が見えるたてもの推進事業実施要領の規定による要件を具備した申込みに係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の七尾産材使用住宅助成金交付要綱の選定対象者の助成金については、なお従前の例による。